

第15回教育委員会会議録

1. 日 時 令和7年3月21日（金）
開会：午後1時30分
閉会：午後2時55分
2. 場 所 筑後市役所302会議室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合
委 員：下 川 博 大 委 員：江 崎 正 己
委 員：河 村 陽 子
4. 事 務 局
教 育 部 長：長 野 秀 文 教育総務課長：山 口 秀 郎
学 校 教 育 課 長：堤 好 弘 社会教育課長：小 林 勇 作
人権・同和教育課長：深 町 浩 一 教育指導主事：藤 木 雄一郎
学校教育課長補佐兼学事担当係長：山 本 啓 介 教育総務課総務担当係長：井 手 雄 香
指 導 主 事：福 永 美智也 指 導 主 事：金 子 尚 文
5. 書 記
教 育 総 務 課：井 手 雄 香
6. 傍 聴 者
0人
7. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

（1）議案第13号 筑後市教育委員会担当係長の配置に関する規程の一部改正について

教育長 議案第13号 筑後市教育委員会担当係長の配置に関する規程の一部改正について。教育総務課長。

教育総務課長 資料2をお願いいたします。1枚めくっていただいて、ワークシートになりますけれども、まず、制定・改正に至る動機の件ですけれども、令和7

年度の組織機構改革によって担当係長の配置が改正されることに伴うものになります。

4 ページをお願いいたします。そこに新旧対照表を載せております。右が改正後になります。

学校教育課のところに教職員担当係長という役職を追加いたしますので、それに関連した改正になります。

以上でございます。

教育長 今、学事担当係長ということで、2つをカバーした形でやっておるんですが、なかなか業務が膨大化しておるところもありまして、教職員担当、簡単に言うと人事担当とか、そういう形になるかと思いますが、そういった形で担当係長を1名置くということで改革の案でございます。

何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第13号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いただきました。ありがとうございます。

(2) 議案第14号 筑後市立中学校関係者評価委員会設置要綱の廃止について

教育長 続きまして、議案第14号 筑後市立中学校関係者評価委員会設置要綱の廃止について提案をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、資料3をご覧ください。要綱の廃止でございますが、3ページに廃止する要綱を全文載せております。

これは中学校の学校評価におきまして、関係者評価を行う委員会の設置、それから、その委員会がどういった評価、検討等を行うかということを定めたものでございます。

これにつきまして、令和7年度から全中学校、3中学校に学校運営協議会が設置されることになっております。これによって学校評価はその学校運営協議会で行いますので、外部の関係者評価委員会というものがなくなるということで、今回、3ページの要綱を廃止するということで提案をさせていただきます。

以上でございます。

教育長 説明は終わりました。

中学校の学校評価委員会を廃止するということでの提案です。ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第14号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(3) 議案第15号 筑後市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について

教育長 続きまして、議案第15号 筑後市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について提案をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 資料4をご覧ください。筑後市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正でございます。

4ページに新旧対照表を載せておりますので、ご覧いただきますと、内容としては通級指導教室ことばの教室でございますが、現行、左の欄ですけれども、設置校としては筑後市立古川小学校となっております。このことばの教室につきましては、令和7年度、筑後南小学校の開設に伴いまして、筑後南小学校にことばの教室を移しますので、設置校の変更ということで、今回この要綱の改正ということで提案をしております。よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長 ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案第15号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(4) 議案第16号 筑後市立中学校体育交流事業補助金交付要綱の一部改正について

教育長 続きまして、議案第16号 筑後市立中学校体育交流事業補助金交付要綱の一部改正について。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、資料5をご覧ください。筑後市立中学校体育交流事業補助金交付要綱の一部改正でございます。

1枚めくっていただきまして、例規審議ワークシートにこの要綱について記載をしております。

中学校体育連盟の体育交流事業につきましては、その運営に係る費用等について、この補助金で措置をしておるところでございますが、制定・改正に至る動機の中の2行目、「そのため」と書いておりますが、筑後地区の中学校体育連盟では、九州大会が筑後地区で開催される年度については、筑後地区に属する各市・ブロックがそれぞれ負担金を支払うこととなっております。

現行の要綱でいきますと、八女地区で県大会が開催される場合には補助額を増額するということで定めておりますけれども、今後、筑後地区が九州大会を

受け持つ場合にあっては市の負担が必要ということになりますので、その分の補助額を増額できるように改正をしております。

内容としては、4 ページ、5 ページに載っておりますけれども、左側、現行の分でいきますと、補助額という欄を見ていただきますと、4 ページの真ん中、一番下ですけれども、括弧内です。八女地区で福岡県大会が開催される年度にあっては、当該年度の5月1日の在籍数によって450円を乗じてということまでこれまで定めておりました。通常の400円に50円を八女地区の場合は足すということになっておりましたが、今回、筑後地区が加わりますので、改正としては右側、改正後ということで、5月1日の生徒数及び教職員の数に400円というところまでが基本の金額ですけれども、これに八女地区で開催される年度にあっては50で450円、それから、筑後地区で開催される年度にあっては20円ということで、1人当たり420円を乗じて補助金を計算するという改正をしたいと思います。

説明は以上でございます。

教育長 420円ということ。

学校教育課長 はい。20円を足す。

教育部長 九州大会のときですね。

学校教育課長 そうですね。筑後地区で九州大会のときが420円です。

教育長 各地区の生徒数の減少とか、それから、学校数も減っているんですね。そういったことで負担金の割合というか、そういったのが増えてきていますので、それを市が補助しているというような状況でございますので、何かご質問はございませんでしょうか。

(な し)

教育長 それでは、質問もございませんので、採決に入らせていただきます。

議案第16号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

(5) 議案第17号 筑後市学校給食費条例施行規則の制定について

教育長 それでは、議案第17号 筑後市学校給食費条例施行規則の制定について提案をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 資料6、筑後市学校給食費条例施行規則の制定についてをご覧ください。

1枚めくっていただきまして、例規審議ワークシートでございます。

制定・改正に至る動機としては、令和7年度より学校給食費を公会計に移行いたします。このための筑後市学校給食費条例については既に制定をさせていただいておりますが、これの施行に関しまして必要な事項を定めるため、今回、

本規則を制定するところでございます。

内容については4ページ以降でございますが、ポイントを申し上げますと、まず第4条、給食の回数ということで、これが1食の給食費掛ける回数ということで基準になりますが、小学校においては200回、中学校においては190回を基準として給食費を計算いたしております。

また、給食費の額につきましては、第5条の給食費の額、それから、別表ということで、6ページに給食費の別表を載せております。小学校児童1期当たり——1期当たりというのは、給食費を5月から3月で取りますので、月という4月が抜けてしまいますので、1期から11期ということで期という表記をしておりますが、通常月額で考えていただければいいと思います。小学校児童については4,200円、中学校については4,900円ということで、現行の水準を維持するということで今回定めております。

ただ、実費的には、現在給食については1食4,900円、それから、中学校は5,500円ほど作るのにかかっておりまして、教職員等につきましてはやはり実費を徴収する必要があるというところで、小学校教職員については4,900円、中学校教職員については5,500円ということで今回定めております。

この要綱とは外れますけれども、子どもたちの差額の部分については市が予算措置の中で支払っていくということで、今回、制度設計をしているところでございます。

また、戻りますけれども、第8条に学校給食費の減免というところで、(1)の途中転入転出については、もちろん日割りでこれまでもしておりましたけれども、(2)につきましては、病気、事故その他の理由等で保護者の申出があれば、連続して5日以上であれば、申出によって給食費の徴収を止めるということも可能になります。

それから、(3)のアレルギーにつきましては、パンや米、牛乳といった単品で費用が計算できるものについては、例えば、アレルギーということでパンを抜くとか、そういった措置をした場合は、その費用分については給食費を減額するというところで、今回、減免規定を設けておるようなところでございます。

その他の詳細についてはご参照いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 学校給食費の施行規則についての説明がありましたが、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第17号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

(6) 議案第18号 筑後市立小中学校給食費徴収規則の廃止について

教育長 それでは、議案第18号 筑後市立小中学校給食費徴収規則の廃止について提案をお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 それでは、資料7をご覧ください。筑後市立小中学校給食費徴収規則の廃止ということで、全文は3ページに載せております。

これにつきましては、今現在の学校それぞれ私会計で行っておる給食、これの徴収をどうするかというものを定めた規則でございます。今回、令和7年度から公会計に移行いたしますので、この規則については廃止をするということで提案をさせていただきます。

以上でございます。

教育長 公会計に伴って必要がないということで廃止をするものです。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案第18号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

(7) 議案第19号 筑後市学校給食用保存食及び展示食材料費補助金交付要綱の廃止について

教育長 続きまして、議案第19号 筑後市学校給食用保存食及び展示食材料費補助金交付要綱の廃止についてお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 資料8をご覧ください。筑後市学校給食用保存食及び展示食材料費補助金交付要綱の廃止でございます。

めくっていただきまして、例規審議ワークシート、それから、全文を3ページ載せております。

これは何かといいますと、令和元年度から補助金として出しておりますが、この展示食、保存食については、学校給食で必ず2食分作成する必要があるんですが、僅か2食と言いながら、この食材料を買って用意するということが小規模校にとっては費用の負担になっておりましたので、この年度より市がその分の給食費を補助するということで行ってまいりました。

先ほどから出ておりますとおり、来年度から公会計になりますので、こうした子どもたちが食べる分以外の食材の費用というのは当然公会計ということで市が負担いたしますので、この補助金についても必要がなくなるということで廃止をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

教育長 説明は終わりました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、議案第19号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(8) 議案第20号 筑後市公民館連絡協議会事業補助金交付要綱の廃止について

教育長 続きまして、議案第20号 筑後市公民館連絡協議会事業補助金交付要綱の廃止について説明をお願いします。社会教育課長。

社会教育課長 それでは、私のほうからは、筑後市公民館連絡協議会事業補助金交付要綱の廃止についてご説明をいたします。

資料9の1から3ページをご覧ください。

本件につきましては、市の補助金検討委員会において、市が負担すべき経費は市が直接支出する形に変更すべきであるということで、補助金は廃止との審査結果が出ておりました。

この市の補助金検討委員会というのは、平成28年度に策定されました行財政健全化方針及び平成29年度に策定されました同実施計画に基づいて健全化の取組を推進しておりまして、その中の重点項目として補助金及び負担金の見直しを実施しているものでございます。

元に戻りますが、この補助金検討委員会の審査結果を受けまして、令和5年度から補助金ではなく、市の一般会計から支出するように変更したところであります。

令和5年度及び令和6年度において、特に問題なく当協議会を運営することができており、協議会の役員会においても、市の一般会計より支出する方法で行っていただく中で、当協議会の運営には問題ない旨の確認が取れたため、当該要綱について廃止するものであります。

以上でございます。

教育長 説明は終わりましたが、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第20号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(9) 議案第21号 筑後郷土史研究会補助金交付要綱の廃止について

教育長 続きまして、議案第21号 筑後市郷土史研究会補助金交付要綱の廃止に

ついて。社会教育課長。

社会教育課長　続きまして、筑後郷土史研究会補助金交付要綱の廃止についてご説明をいたします。

資料10の1から3ページをご覧くださいと思います。

本件につきましては、先ほどの補助金検討委員会において、10万円以下の少額補助であること、収支決算の改善により剰余金の事業充当が可能であること、同会の公益性及び効果性の向上が必要であることなどの理由から、補助金については廃止との審査結果が出ておりました。

この件につきましては、郷土史研究会のほうと十分な協議を重ねた結果、令和6年度から補助金の予算措置をしていない状況でございます。

なお、令和6年度においては、特に問題なく当研究会の事業を運営することができており、当研究会の運営には問題ない旨の確認をしております、当該要綱について廃止するものでございます。

なお、この補助金とは全然性格が違いますが、別途、郷土史研究会のほうには市のほうから郷土の歴史講座ということとふるさと・ちっご市民塾を開催していただいていることや、6年度から資料館が直営になりまして、土日、それから、祝日の管理運営業務について、郷土史研究会のほうに別途委託をしているような次第でございます。

以上でございます。

教育長　説明は終わりましたが、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長　それでは、議案第21号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長　全員賛成で可決いたしました。

(10) 議案第22号 筑後市「エンジョイ広場」事業補助金交付要綱の廃止について

教育長　続きまして、議案第22号 筑後市「エンジョイ広場」事業補助金交付要綱の廃止について説明をお願いします。社会教育課長。

社会教育課長　それでは、筑後市「エンジョイ広場」事業補助金交付要綱の廃止についてご説明をいたします。

資料11になります。1ページから3ページをご覧くださいと思います。

この補助金につきましても、先ほどから出ております検討委員会において、見直し、改善の上で継続との審査結果が出ております。

令和4年度までは実施しておりました筑後市「エンジョイ広場」事業は、令和5年度から地域学校協働活動事業に取り組んで実施をさせていただいており、

その経費は市の一般会計から支出をしております。令和５年度及び令和６年度の事業運営には問題ない旨の確認が取れておりまして、今後も当該補助金を交付する見込みがないと判断しておりまして、当該要綱について廃止するものでございます。

以上でございます。

教育長 説明は終わりました。エンジョイ広場という言葉はまだ残ってたかな。

社会教育課長 まだ残ってはおりますが、うちのほうとしてはもう活用していないというような状況です。

教育長 地域学校協働活動の中の一つとして、学校によってエンジョイ広場という言葉を使っているということ。

社会教育課長 はい。松原小学校のほうで１校のみ、今、エンジョイ広場の形態がちょっと残っているんですけども、ほかの学校ではほとんどしていないような状況にはなっております。

教育長 そういう活動自体も松原だけ。

社会教育課長 そうですね。ただ、放課後とか、そういった部分に関しては、関連する事業というのはもちろんほかの学校でもしていただいているというような状況です。

教育長 コミュニティ協議会の中で予算化しておるということでいいのかな。

社会教育課長 予算化というか、地域学校協働活動事業というのはうちが委託をしているので、その中でやっただいていてという状況です。

教育長 ほかのところではあまり聞かないね。

社会教育課長 そうですね。

教育長 よろしいでしょうか。

(な し)

教育長 それでは、議案第２２号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

(１１) 議案第２３号 筑後市子ども会連絡協議会活動事業補助金交付要綱の一部改正について

教育長 続きまして、議案第２３号 筑後市子ども会連絡協議会活動事業補助金交付要綱の一部改正について説明をお願いします。社会教育課長。

社会教育課長 続きまして、私のほうからは筑後市子ども会連絡協議会活動事業補助金交付要綱の一部改正についてご説明をいたします。

資料１２の１から４ページをご覧くださいと思います。

本件につきましても、補助金検討委員会においては、見直し、改善の上で継続との審査効果が出ております。

筑後市補助金等適正化に向けたガイドラインに基づいて、補助率は2分の1以内、補助の上限額については現在の補助額から8,000円を減額し、50万円とすることを当該交付団体に提案したところ、了承を得たところでございます。したがって、当該要綱に上限額及び補助率を追加するように改正するものでございます。

ちなみになんですが、子ども会連絡協議会の現在の実態でございますが、単位子ども会が加盟している数というのは、令和6年4月現在で76子ども会、会員数については3,377人ということになっております。主な事業といたしましては、ドッジボール大会や陸上・綱引き大会、こういったものを事業としております。

私からは以上でございます。

教育長 子ども会連絡協議会の活動事業補助金交付要綱の一部改正ということで説明がありました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第23号について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

(12) 議案第24号 筑後市スポーツ協会補助金交付要綱の一部改正について

教育長 続きまして、議案第24号 筑後市スポーツ協会補助金交付要綱の一部改正について。社会教育課長。

社会教育課長 筑後市スポーツ協会補助金交付要綱の一部改正についてご説明をいたします。

資料13の1から4ページをご覧くださいと思います。

市の補助金検討委員会においては、見直しとの審査結果が出ております。検討の結果、県民スポーツ大会派遣事業の補助金につきましては市の一般会計のほうから委託という形でやっておりますので、当該要綱から削除させていただいております。筑後市スポーツ協会補助金の補助率については2分の1以内と明記し、上限額については、現在の76万4,000円から4,000円を減額して76万円とする結論に至っておりまして、今回の要綱に関しましては、上限額及び補助率を追加するように一部改正をするものでございます。

以上でございます。

教育長 それでは、採決に入ってよろしいですか。

議案第24号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

（１３）議案第２５号 筑後市立学校施設の利用に関する条例施行規則の一部改正について

教育長 それでは、議案第２５号 筑後市立学校施設の利用に関する条例施行規則の一部改正について。社会教育課長。

社会教育課長 筑後市立学校施設の利用に関する条例施行規則の一部改正についてご説明をいたします。

資料は、１４の１から４ページをご覧くださいと思います。

本件につきましては、令和７年度から小学校再編により水田小学校の校名が筑後南小学校に変更となるため、必要な改正を行うものであります。

また、そのことにより校区コミュニティ協議会も使用料の減免団体に該当することから、併せて必要な改正を行うものでございます。

以上でございます。

教育長 説明は終わりましたが、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

（なし）

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第２５号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成、原案可決）

教育長 全員賛成で可決いたしました。

（１４）議案第２６号 筑後市校区公民館長及び町内公民館長設置規則の一部改正について

教育長 続きまして、議案第２６号 筑後市校区公民館長及び町内公民館長設置規則の一部改正について。社会教育課長。

社会教育課長 資料１５の１から４ページをご覧くださいと思います。

公民館連絡協議会では、町内公民館長のまとめ役といたしまして、小学校の校区単位ごとに校区公民館長を置いておりますが、令和７年度から小学校再編によって統合された新小学校区の範囲では校区公民館長の負担が過大になり過ぎるため、現在の範囲と同じにするように必要な改正をするものでございます。

資料の３ページをご覧くださいと思います。

第２条第１項中の表の一番下になりますが、こちらについては、これまでは水田、下妻、古島それぞれの公民館長を置いておりまして、その範囲についてそれぞれ明記をさせていただいておりますが、一番下段のところでは、上記以外の校区公民館長、いわゆる筑後南小学校区を除くものについては、これまでどおりの範囲とさせていただく旨の内容となっております。

以上でございます。

教育長 ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第 26 号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございました。

非公開議案

(15) 議案第 27 号 令和 7 年度筑後市教育委員会事務局等職員の人事異動について

(全員賛成、原案可決)

4 協議事項

(1) 令和 7 年度教育委員会学校訪問について

5 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第 3 条第 2 項に基づく報告

①筑後市教育委員会事務局職員の分限（休職）について

②非常勤職員の任用について

(2) 令和 6 年度筑後市学校給食調理等業務委託評価報告書について

(3) 令和 7 年度高等学校入学式について

(4) 教職員の処分について

6 その他

(1) 今後の教育委員会日程について

7 閉会のことば